



福岡医発第 470 号 (地)
平成 28 年 5 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 28 年 (2016 年) 熊本地震における転入者に係る
被保険者資格の認定等について

熊本地震の被災により災害救助法の指定を受けた市町村（以下、「被災市町村」）の住民の他市町村（以下、「転入先市町村」）への転入に係る住民基本台帳の取扱いにつきましては、「平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に関する住民基本台帳事務の取扱いについて（通知）」（平成 28 年 4 月 19 日付け総行住第 88 号）にて示されておりますが、介護保険の被保険者資格については、住所地特例の場合を除き、転入により転入先市町村の被保険者資格を取得することになるため、今般、転入先市町村における、当該災害発生時の被災市町村の介護保険被保険者に関する取扱いについて厚生労働省より事務連絡が発出された旨、日本医師会より別添のとおり情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成28年（2016年）熊本地震における転入者に係る被保険者資格の認定等について（平28.4.20 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課）

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

(介 28)

平成 28 年 4 月 21 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

平成 28 年熊本地震における転入者に係る被保険者資格の認定等について

今般の平成 28 年熊本地震の被災により災害救助法の指定を受けた市町村の住民の他市町村（以下、被災市町村）への転入に係る住民基本台帳の取扱いについては、総務省より発出された通知（別添参照）により示されております。

今般、厚生労働省より各都道府県介護保険主管部局宛に、被災市町村から他の市町村へ転入する際の介護保険の被保険者資格に関する取扱いについて事務連絡が発出され、本会宛てにも情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・平成 28 年（2016 年）熊本地震における転入者に係る被保険者資格の認定等について
（平 28. 4. 20 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課）



事 務 連 絡
平成28年4月20日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成28年（2016年）熊本地震における
転入者に係る被保険者資格の認定等について

この度の平成28年（2016年）熊本地震（以下「当該災害」という。）の被災により災害救助法の指定を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）の住民の他市町村（以下「転入先市町村」という。）への転入に係る住民基本台帳の取扱いについては、「平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に関する住民基本台帳事務の取扱いについて（通知）」（平成28年4月19日付け総行住第88号）により通知されていますが、介護保険の被保険者資格については、住所地特例の場合を除き、転入により転入先市町村の被保険者資格を取得することとなるため、転入先市町村におかれては、当該災害発生時において被災市町村の介護保険被保険者であった者（以下「被災被保険者」という。）については下記のような取扱いを行って差し支えないこととしますので、貴管内保険者に周知を図るようよろしくお願いいたします。

記

1. 転入先市町村の区域内に住所を有するに至った被災被保険者に係る転入先市町村における被保険者資格認定については、現行のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第9条から第12条までの規定等に基づき行うものであること。
2. 1の取扱いの際、当該被災被保険者についての確認は、当該被災市町村と連絡を取ることにより行うこと。ただし、被災市町村の状況によっては、連絡を取ることができない場合があることから、この場合においては、被災市町村における介護保険の被保険者証の確認、被災被保険者に対する聞き取りなどの方法により認定を行って差し支えないこと。

3. 当該被災被保険者の被災市町村における課税状況等の確認は、当該被災市町村と連絡を取ることにより行うこと。ただし、被災市町村の状況によっては、連絡を取ることができない場合があることから、この場合においては、課税状況等が判明するまでの間、保険料を賦課しないこととして差し支えないこと。

総 行 住 8 8 号

平成 28 年 4 月 19 日

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に関する住民基本台帳事務
の取扱いについて (通知)

平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震の被災により、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた地域（以下「被災地域」という。）の住民が貴都道府県内の市区町村に転入するに当たって、転出証明書を提出できない場合も想定されます。

この場合には、下記により取り扱うことが適当と考えられますので通知します。

この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 22 条の規定に基づき、法第 22 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項のほかに、届出をする者の出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示（外国人住民にあつては、出生の年月日、男女の別、法第 30 条の 45 に規定する国籍等及び同条の表の下欄に掲げる事項）を転入地の市区町村に届け出させることにより、転入届を受理して差し支えないこと。ただし、戸籍の表示（外国人住民にあつては、法第 30 条の 45 の表の下欄に掲げる事項）については、本人が記憶又は記録していない場合には、届け出ることができなくてもやむを得ないものとする。
- 2 1 の場合には、転出証明書により転入届に記載された事項の確認を行うことができないことから、住民基本台帳事務処理要領第 4－2－(2)－エ－(ア)により、戸籍と照合し、又は他市区町村に本籍を有する者については、当該本籍地市区町村に戸

籍の記載事項について照会する等の方法（外国人住民にあつては、在留カード等の記載と照合し、又は法務省入国管理局に照会する等の方法）により、その事実を確認した上、住民票の記載を行うことが適当であること。

3 1及び2の住民基本台帳に関する事務の処理に関し、住民に係る氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては、氏名及び通称）、出生の年月日、前住所地、個人番号及び住民票コードの確認等を行うに当たっては、法第30条の10第1項第3号及び第30条の12第1項第3号の規定により、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を適切に活用すること。

4 2について、本籍地市区町村も被災地域であり、戸籍の記載事項について照会を行うことが困難である者については、当面、下記のとおり取り扱うこととして差し支えないものであること。

(1) 被災地域の住民であつた者から、法第22条第1項第1号から第6号までに掲げる事項並びに届出をする者の出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示を届け出させ、3のとおり必要に応じ住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報で確認をした上で、当該届出に基づき住民票の記載をすること。

(2) なお、(1)の方法により、住民票の記載をした場合には、戸籍との照合が可能となった段階で、できる限り速やかに、本人の氏名、出生の年月日、戸籍の表示等について確認を行うことが適当であること。

5 1により転入届を受理した場合において、法第9条第1項に基づく転出地の市区町村長への通知を当該市区町村長が受領できないとき、又は法第19条第1項に基づく本籍地の市区町村長への通知を当該市区町村長が受領できないときには、転出地の市区町村長又は本籍地の市区町村長においてこれらの通知を受領することができる状況になるまでの間、転入地市区町村長において通知を留保すること。

ただし、転出地の市区町村又は本籍地の市区町村が災害から復旧し、通知を受領できる状況となったことを確認した際には、速やかに通知すること。

(担当)

総務省自治行政局住民制度課

館野、小泉、稲垣、森

TEL : 03-5253-5517 (直通)

FAX : 03-5253-5592